

「森林環境に関する新たな課税」について

平成 1 6 年 1 1 月
奈良県法定外税懇話会

は じ め に

奈良県法定外税懇話会は、地方分権が推進される中で、今後分権型社会の実現のため、地方自治体の課税自主権の活用がますます重要となっていることに鑑み、各委員がそれぞれの専門的立場から議論を行い、幅広い意見を提供することにより、本県にふさわしい法定外税等新税の検討及び具体化の推進を目的として、平成14年4月に設置されたものである。

平成14年11月には、循環型社会の構築に向けた一層の取組が求められている中で、産業廃棄物の排出抑制等を目的とした税制について検討結果を取りまとめ、知事に答申し、本年4月から産業廃棄物税として導入されたところである。

今回の検討テーマである「森林環境に関する新たな課税」については、本県が緑豊かな森林に恵まれている一方で、近年森林の荒廃が全国的にも問題となっていることから、平成15年5月からこれを新たな検討項目として取り上げ、奈良県において、森林環境を保全するために新たな税制度を導入する必要性やこれに関しての様々な課題について、検討を行ってきた。

検討に当たっては、新たな課税に対する県民アンケート調査や各種意見交換会での幅広い意見等も踏まえながら、慎重に検討を進めて来たところであるが、この度、以下のとおり検討内容を取りまとめたので報告を行う。

平成16年11月26日

奈良県法定外税懇話会
座 長 南 川 諦 弘

目 次

はじめに

1	奈良県の森林の現状等について	2
(1)	森林の概要	2
	森林の位置	2
	森林資源の内容	2
(2)	森林の持つ多様な公益的機能	3
	県土の保全機能	3
	水源かん養機能	3
	保健休養機能	3
	自然環境の保全機能	3
	地球温暖化防止機能	3
(3)	森林の整備状況	4
(4)	森林を守るための新たな対応	7
	自然との共生をめざして	7
	森林の多面的な機能発揮をめざして	7
2	「森林環境に関する新たな課税」導入の意義と基本的考え方等について	7
(1)	「森林環境に関する新たな課税」導入の意義等	8
	導入の意義	8
	関連する課題	8
(2)	「森林環境に関する新たな課税」の基本的考え方	9
	目的	9
	税負担者	9
	課税自主権の活用方法	10
(3)	具体的課税方式等	10
	具体的課税方式	10
	税率	10
	低所得者等への配慮	12
(4)	税収による実施事業	12
	実施事業の考え方	12
	実施事業例	12
3	結語	14
(参考資料)		
資料1	森林の公益的機能の評価額(年間)算定の考え方及び算出方法	15
資料2	森林の荒廃による影響	16
資料3	課税方式の特徴	23
資料4	先進県の課税方式等	24
資料5	「森林環境に関する新たな課税」に関するアンケート調査結果	25
資料6	奈良県法定外税懇話会の開催状況	29
資料7	奈良県法定外税懇話会設置要綱及び委員名簿	30

1 奈良県の森林の現状等について

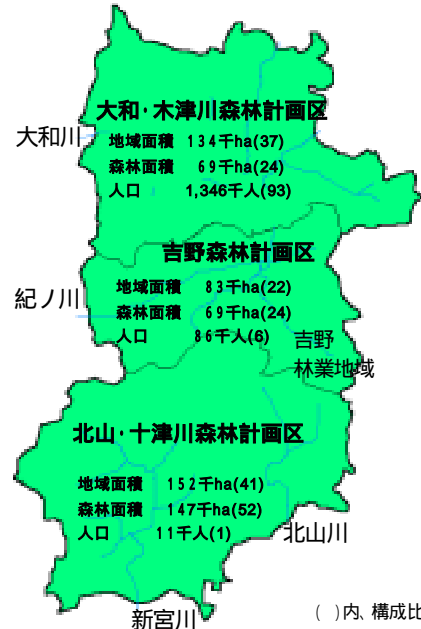
(1) 森林の概要

森林の位置

本県の森林は、日本一の多雨地帯である紀伊半島のほぼ中央に位置し、近畿の主要河川の重要な水源地帯となっている。流域単位では、北部の大和川・淀川水系、中部の紀ノ川水系、南部の新宮川・北山川水系に分かれている。

(図表1:「奈良県の森林と人口」)

県土面積	36万9千ha
森林面積	28万4千ha
森林蓄積(民有林)	6,400万m ³
平均蓄積(民有林)	237m ³ /ha
(以上平成16年4月現在)	
人口	144万3千人
(平成12年国勢調査より)	



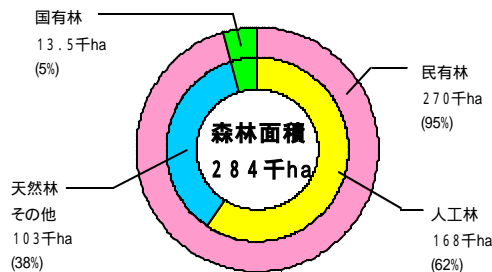
森林計画区: 全国44の主要河川の流域を都道府県で分けた区域で、森林の管理・経営について計画する単位である。全国に158の森林計画区がある。

森林資源の内容

森林面積は県土面積369千haの77%を占めている。また、森林面積のうち95%を占める270千haが民有林となっており、その62%がスギ・ヒノキ等の人工林となっている。

特に、紀ノ川水系上流地域(川上村・黒滝村・東吉野村)は「吉野林業地域」と呼ばれ、わが国有数の集約的施業による優良材生産地となっている。

(図表2:「森林面積」)



(参考) 奈良県の森林資源の全国平均との対比

- ・ 林野率(県土面積に占める森林面積の割合) 77% (全国第6位)
- ・ 1ha当たりの森林蓄積量(民有林) 237m³ (全国第5位)
- ・ 人工林率(民有林面積に占める人工林面積の割合) 62% (全国第7位)
- ・ 林業産出額(林産物の生産額) 80億円(全国第19位)

(2) 森林の持つ多様な公益的機能

森林は、木材等の林産物の供給のみならず、下記のとおり、県土の保全、水源のかん養、公衆の保健等の多様な公益的機能を有しており、県民生活と深くかかわっている。

また、県が実施したアンケート調査においても、「とても関心がある」(44.0%)及び「多少関心がある」(49.2%)を合わせると93.2%となっており、県民の高い関心を集めている。

(参考)「森林環境に関する新たな課税」に関するアンケート調査結果

問1 森林環境に関心を持っておられますか。(一つを選んで下さい。)

	回答数(構成比)	
1 とても関心がある。	762(44.0%)	} 小計 93.2%
2 多少関心がある。	853(49.2%)	
3 あまり関心がない。	100(5.8%)	
4 全く関心がない。	4(0.2%)	
無回答	14(0.8%)	
計	1,733(100.0%)	

県土の保全機能

森林は、樹木の根によって土壌を保持するとともに、地表を覆う落葉やかん木、草等により、降雨などによる土砂の崩壊や流出を防止している。

水源かん養機能

森林は、地表の落葉と地中の根系の活動によって、雨水が土壌に浸透しやすいことにより水の貯留能力を増大させ、雨水等の河川への流出を平準化させている。また、その流出の過程で水質を浄化している。

保健休養機能

森林は、森林浴、ハイキング、キャンプ等のレクリエーション等の場を提供することなどにより、人に安らぎを与え、心の緊張を和らげる機能を果たしている。

自然環境の保全機能

森林は、野生動植物の生息・生育の場となることにより、生物種、生態系等を保全し、自然環境を健全に保つ機能を果たしている。

地球温暖化防止機能

森林は、地球温暖化の原因となる大気中の二酸化炭素を光合成により吸収し、幹や根などに有機物として貯蔵することにより、地球温暖化の防止に重要な役割を果たしている。

なお、森林の有する多様な公益的機能の年間評価額について、林野庁の試算方法によると、貨幣換算が可能な機能だけでも全国では74兆9,900億円、奈良県では8,365億円の評価に値するとされている。

(参考)「森林の公益的機能の評価額(年間)」

平成12年9月林野庁

機能の種類		全国の評価額	奈良県の評価額
国土の保機能	土砂流出防止	28兆2,600億円	3,614億円
	土砂崩壊防止	8兆4,400億円	953億円
	計	36兆7,000億円	4,567億円
水源かん養機能	降水の貯留	8兆7,400億円	629億円
	洪水の防止	5兆5,700億円	1,098億円
	水質の浄化	12兆8,100億円	797億円
	計	27兆1,200億円	2,524億円
保健休養機能		2兆2,500億円	266億円
自然環境の保全機能		3兆7,800億円	427億円
地球防温止暖機能	二酸化炭素吸収	1兆2,400億円	140億円
	酸素供給	3兆9,000億円	441億円
	計	5兆1,400億円	581億円
合計		74兆9,900億円	8,365億円

(注) 評価額算出方法等については参考資料1参照

(参考)「森林環境に関する新たな課税」に関するアンケート調査結果

問2 森林は木材等の生産以外に、どのような役割を果たしていると思われますか。(複数回答可)

	回答数(選択率)
1 雨水を貯蔵することにより、河川への流出を平準化し、その過程で水質を浄化する役割	1,327(76.6%)
2 樹木が根を張り巡らすことなどにより、土砂の崩壊や流出を防止する役割	1,394(80.4%)
3 森林浴、ハイキング、キャンプ等の場の提供により、人にやすらぎと休養を与える役割	1,091(63.0%)
4 野生動植物に生息・生育の場を提供することにより、自然環境を保全する役割	1,165(62.7%)
5 光合成による二酸化炭素の吸収により、地球温暖化を防止する役割	1,258(72.6%)
6 その他	30(1.7%)
計	(延べ)6,265 (純計)1,733

(3) 森林の整備状況

古くからスギ・ヒノキを中心とした植林が行われ、本県の森林面積284千haの

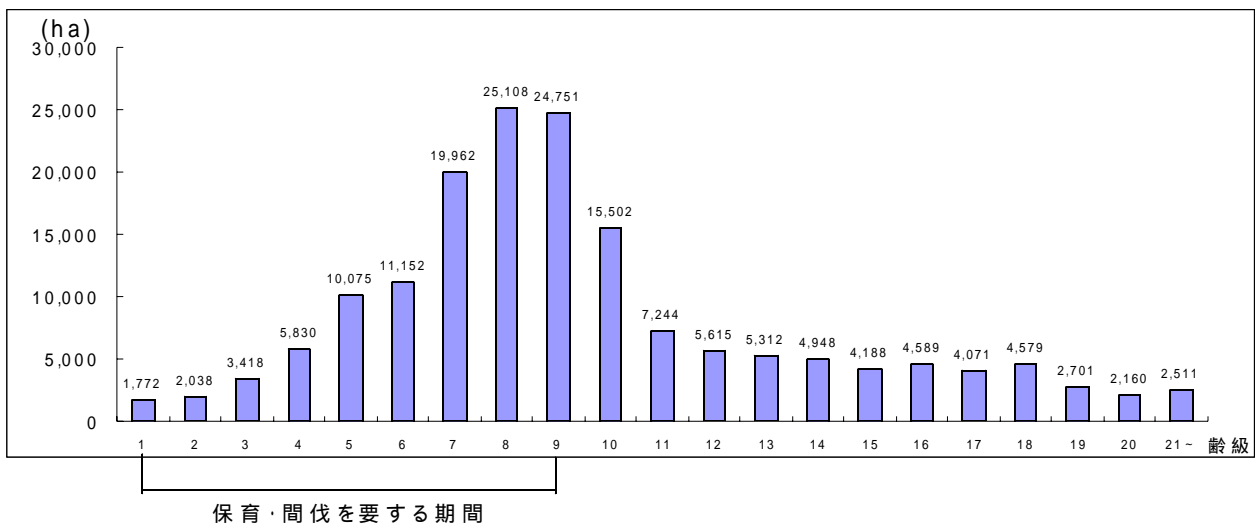
うち、約6割を占める168千haが人工林となっているが、造林面積は年々減少している。

人工林の林齢構成についてみると、その約6割が保育・間伐を要する45年生以下の育成段階にある。

しかしながら、住宅建築様式の多様化や林業後継者の減少など、林業経営を巡る厳しい状況の下で、間伐等の保育作業が十分に行われなくなっており、森林の荒廃が進行している。

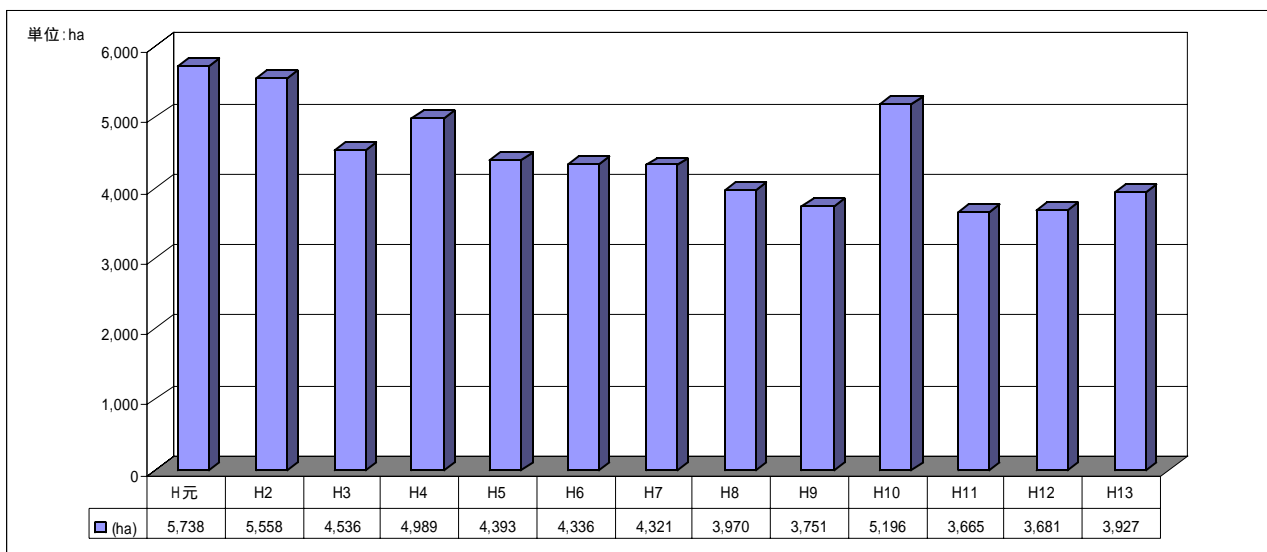
(図表3:「人工林林齢級別構成」)

平成16年4月1日現在



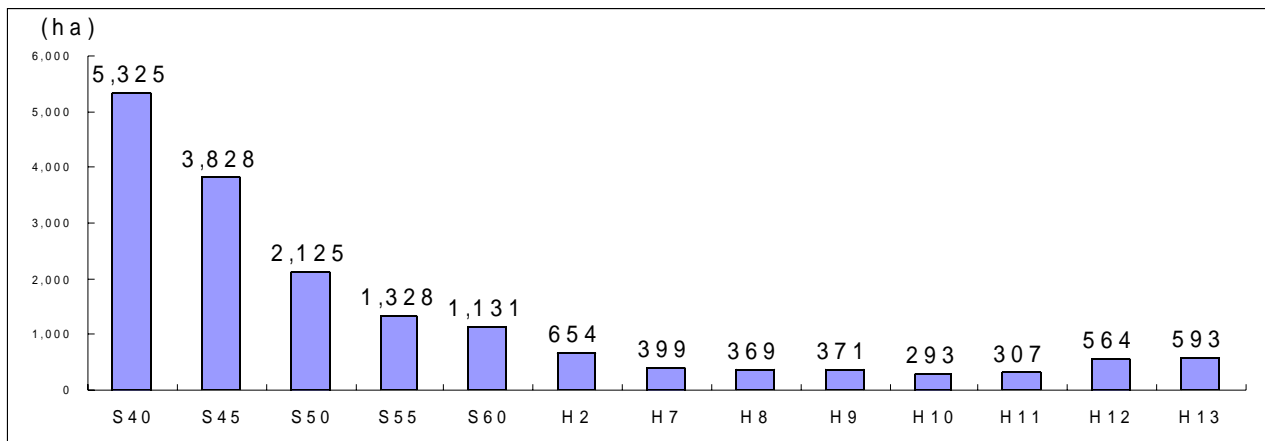
(注) 年齢: 林齢を5年ごとに、1~5年生までを1年齢、6~10年生までを2年齢、以下同様に3年齢、4年齢等と称している。

(図表4:「間伐実施面積の推移」)



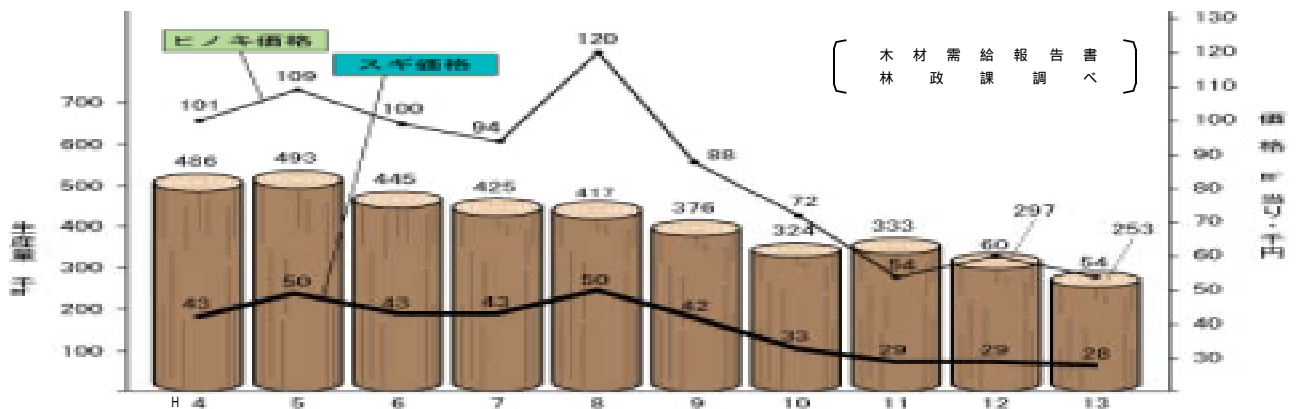
(注) 平成10年における間伐面積の増は、平成10年の台風7号による森林災害に伴い行われたものである。

(図表5 : 「造林面積の推移」)

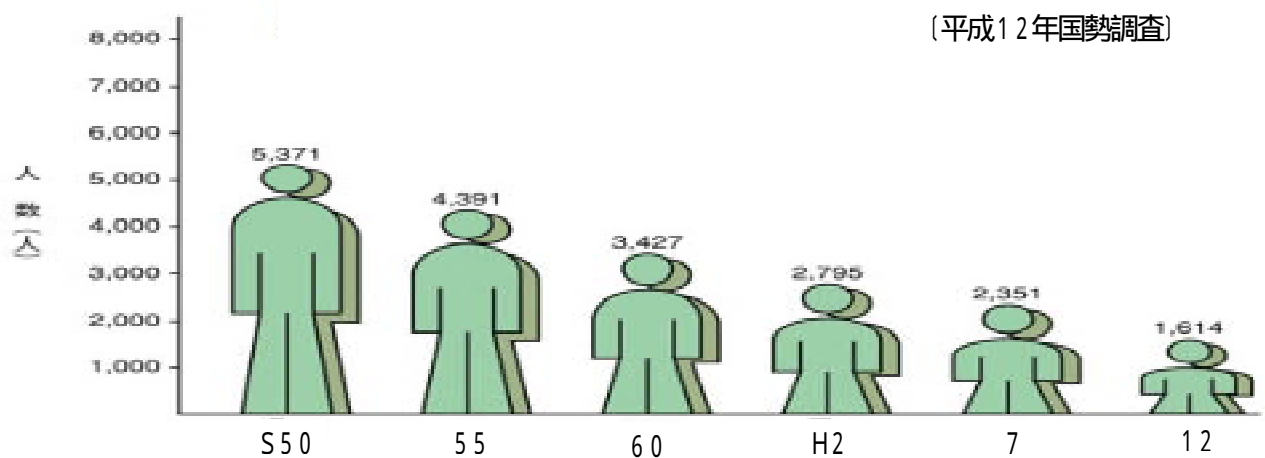


(注) 平成12年前後における造林面積の増は、平成10年の台風7号による森林災害を復旧するために行われたものである。

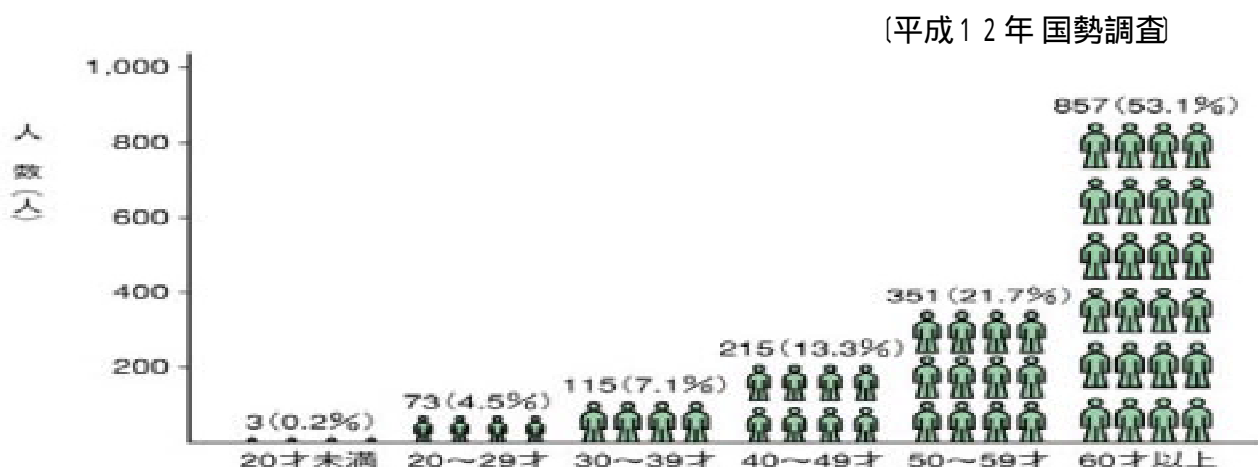
(図表6 : 「素材生産量等の推移」)



(図表7 : 「林業就業者数の推移」)



(図表 8 : 「林業就業者年齢構成」)



(4) 森林を守るための新たな対応

森林の荒廃状況を具体的に見ると、スギ・ヒノキの人工林では、間伐等の適切な整備がなされていないため、下草が生えていない森林が増加しており、また落葉広葉樹の里山林でも、竹林の拡大や常緑樹の侵入による植生の変化が生じつつある。

このような状況に対応して、森林環境を保全していくためには、今後、次のような新たな取組が必要となっている。

自然との共生をめざして

本県の人口集中地域である、大和平野周辺に分布している落葉広葉樹を主体とした里山林は、生物の多様性が高く、都市住民にとって身近に接することのできる自然環境であることから、これらを整備し、従来の里山の生態系の回復を図るとともに、レクリエーションや環境学習の場として活用することにより、自然と共生する社会づくりを推進する必要がある。

また、学校教育や生涯学習の面からも、環境保全意識の啓発等幅広く森林環境教育を推進していく必要がある。

森林の多面的な機能発揮をめざして

山間地域を中心として造成されてきたスギ・ヒノキを主体とする人工林では、放置森林の増加に伴う森林の持つ公益的機能の低下により、山地災害の発生など、地域住民の日常生活に支障が生じることも危惧されていることから、森林所有者に対する森林整備に向けた意識啓発や、公的な整備手法の導入等により、間伐をはじめとする森林の整備を早急に行い、森林が有する諸機能の維持・増進を図る必要がある。

2 「森林環境に関する新たな課税」導入の意義と基本的考え方等について

(1) 「森林環境に関する新たな課税」導入の意義等

導入の意義

本県の森林は、「吉野林業」に代表される優良材の生産地として、わが国有数の集約的施業によりきめ細やかな管理が行われ、その結果として長い歴史の中で育み守られてきたものである。そして、その大部分が民有林であるとは言え、この豊かな森林が持つ多様な公益的機能により、県民は暮らしの中で多様な恵みを享受している。

一方で、近年の森林を取り巻く状況を見ると、住宅建築様式の多様化や林業後継者の減少等に伴い、間伐等の森林整備が十分に行われなくなっている。このように森林の荒廃が進みつつある中であって、今後様々な影響が懸念されており（参考資料2「森林の荒廃による影響」参照）、本県の森林の大部分を占める民有林についても森林が持つ多様な公益的機能の維持・増進を図り、これを将来に伝えるための新たな方策が求められている。

このような状況を踏まえると、森林環境を県民全体が守るべき貴重な環境資源と捉え、課税自主権の活用の観点から「森林環境に関する新たな課税」を導入することは、従来からの林業振興施策に加え、この税収を活用した新たな施策の展開を可能とするほか、導入に当たっての議論や新たな施策への取組を通じて県民意識の一層の高まりも期待され、本県の特色である恵まれた森林環境の保全に向けた有効な方策であると考えられる。

関連する課題

ア 新たな財源の必要性

県の林業関係事業としては、これまでも森林の造成・管理や林道整備、林業の担い手の育成、林業機械化の推進等を厳しい財政状況の下でも精一杯実施してきたところであるが、森林の荒廃の現状から、新たな森林環境を保全するための施策を行うためには、国・地方を通じ財政状況が一層厳しくなる中、県として新たな財源を求めざるを得ない状況となっている。

なお、この新たな税制度の導入に際し県民の理解を得るためには、引き続き行財政改革の一層の推進に向け、最大限の取組を行う必要がある。

イ 県の独自課税による課税権の範囲

森林の持つ公益的機能の一部には、本県のみならず広域的にその効果を及ぼすものがある。

しかしながら、「森林環境に関する新たな課税」については、近年の森林の荒廃等を踏まえ、森林環境を県民全体が守るべき貴重な環境資源であるとの認識の下、県内の森林が有する多様な公益的機能全体の維持・増進を図るため、県が自主的・主体的に新たな取組をしようとするものである。

この場合、森林の公益的機能の及ぶ範囲を踏まえた上で、法定外税にせよ超過課税にせよ県独自の課税を考えると、その課税権の及ぶ範囲を他府県まで想定するのは困難と考えられる。

このような点も踏まえて、新たな税制度を導入するかを自らの判断で決めることが、今、地方分権の推進の中で各地方団体に対し求められているところであり、県が実施したアンケート調査によると、森林を守るための新たな税の導入に対し、「賛成」(17.4%)、「税負担の程度によっては賛成」(23.4%)及び「使いみちによっては賛成」(45.9%)を合わせた賛成意見は86.7%となっている。

(参考)「森林環境に関する新たな課税」に関するアンケート調査結果

問4 森林を守るために新しい税をつくることについて、どう思われますか。(一つを選んで下さい。)

	回答数(構成比)	
1 賛成である。	301(17.4%)	} 小計 86.7%
2 税負担の程度によっては賛成である。	405(23.4%)	
3 使いみちによっては賛成である。	795(45.9%)	
4 反対である。	106(6.1%)	
5 どちらとも言えない。	97(5.6%)	
6 その他	25(1.4%)	
無回答	4(0.2%)	
計	1,733(100.0%)	

(2) 「森林環境に関する新たな課税」の基本的考え方

目的

「森林環境に関する新たな課税」を導入することにより、この税収を活用して、多様な公益的機能を有する森林を県民全体の環境資源として保全するための新たな取組を推進する。

税負担者

先に見たとおり、森林は県民全体に対し幅広い公益的機能を果たしていることから、このような受益と負担の関係を考慮すると税負担者も幅広く捉え、県民全体とすることを基本とすべきである。また、このことは森林環境保全への県民意識の醸成にも資するものと考えられる。

また、税負担水準については、森林からの受益に応じて課税する仕組みを基本とすべきであるが、これを量的に把握することは困難である。

したがって、森林の幅広い恩恵は県民全体に及ぶものであり、この恩恵を今後とも持続的に受けることができるよう、県民全体が森林環境を保全するための負担を分かち合うとの考え方から、その負担を一定にするとともに、所得水準等により実質的な税負担が過大なものにならないよう配慮することが望ましい。

なお、森林の公益的機能のうち、水源かん養機能に着目し、水道等の使用者を税負担者とする考え方があるが、森林機能の多様性の観点や、地下水、河川水等の利水者との税負担の公平性の観点から、県民理解を得ることは困難と考えられる。また、水道等の使用者を税負担者とする場合は、その料金に上乗せして徴収する方法によらざるを得ないが、これに伴い水道等の使用者負担を一層引き上げる結果になることや、生活保護世帯等に対し税法上必要な配慮が困難となることなどの問題点

が予測される。(参考資料3「課税方式の特徴」参照)

課税自主権の活用方法

これらを基本として「森林環境に関する新たな課税」の制度設計を行う場合、まず法定外税とするか、既存税目を活用した超過課税とするかを検討する必要がある。

現在、県税の既存税目として、地域社会の費用を住民がその能力に応じつつ広く負担する趣旨で「県民税」があり、その中でも「均等割」においては、所得の額の如何に関わらず、非課税に該当するものを除き、下記のとおり基本的に均等の額による税の負担を求めている。

(参考) 現行の県民税均等割の税率

・個人		年額	1千円
・法人	資本等の金額が50億円を超える法人(公共法人等を除く)	年額	800千円
	“ 10億円を超え50億円以下の法人(“)	年額	540千円
	“ 1億円を超え10億円以下の法人(“)	年額	130千円
	“ 100万円を超え1億円以下の法人(“)	年額	50千円
	上記の法人以外の法人等	年額	20千円

このような県民税の趣旨からすれば、「森林環境に関する新たな課税」の導入に当たっては、新たな森林環境の保全を図るための費用も地域社会の費用の一部として、県民税均等割において、税率を一定額上乘せする超過課税方式によることが可能であり、またこの方式は新たに法定外税を創設するよりも、従来からの納税方法によることが出来るため、県民の手続き負担の面からも、行政コストの面からも優れている。

なお、県民税の超過課税方式による場合、その税収は用途を制限されない一般財源となるため、この超過課税分についてはその目的を明確にした上で、基金の設置等により区分経理を行う必要がある。

既に成立している他県の状況を見ると、現在森林環境を保全するための新たな税制度が導入済みである高知県及び岡山県、並びにこれを導入するための条例が制定済みである鳥取県及び鹿児島県(以下、「先進四県」という。)において、いずれも既存の県民税の均等割における超過課税方式が採用されている。(参考資料3「既に成立している県の課税方式等」参照)

(3) 具体的課税方式等

具体的課税方式

以上の考えに基づき、「森林環境に関する新たな課税」の導入に当たっては、多様な公益的機能を有する森林を幅広い県民の負担により、県民全体の環境資源として保全するとの考え方を基本とし、既存の県民税均等割の超過課税方式によることが適当であると考えます。

税率

ア 個人県民税均等割の税率

個人県民税均等割の標準税率は、現行、年額1,000円とされている。

先進四県において、概ね超過税率は500円とされており、特に林野率が全国一高い高知県(本県は全国第6位)においても500円の負担水準となっている。

一方、県が実施したアンケート調査によると、どれくらいの負担額が良いかの問いに対し、年間1,000円程度が最も多く33.5%、次に500円が25.9%、300円が16.0%となっている。

しかしながら、年間1,000円程度とした場合、4割を超える方々にとって許容範囲を上回る負担水準になることから、本県においても500円とすることを基本とすべきである。

また、年間に500円の負担水準であれば、月額にして約40円の負担であり、厳しい経済状況の中にあっても、県民生活上、過大な負担水準にはならないと考えられる。

(参考)「森林環境に関する新たな課税」に関するアンケート調査結果

問5 森林を守るために、あなたは一年間にどれくらいの金額を負担しても良いと思われませんか。(一つを選んで下さい。)

	回答数(構成比)	
1 300円	278(16.0%)	} 小計 41.9%
2 500円	449(25.9%)	
3 1,000円程度	580(33.5%)	
4 2,000円程度	92(5.3%)	
5 わからない	227(13.1%)	
6 その他	73(4.2%)	
無回答	34(2.0%)	
計	1,733(100.0%)	

イ 法人県民税均等割の税率

法人県民税均等割の標準税率は、法人の資本等の金額に応じて5段階に区分され、年額20千円から800千円とされている。

法人に係る税率について、個人、法人の区分に関わらず、等しい負担水準とする考え方があり、先進四県の中にも、この考え方を採っている県がある。

しかしながら、個人、法人とも同一の税率とすることについては、前述のとおり、現行の県民税均等割の仕組み及び負担水準がそもそも個人と法人の間で異なっていることから、幅広い県民理解を得ることは困難であると考えられる。また、現行の法人県民税均等割の標準税率についても、法人にはそれぞれ担税力において大きな差があること等から、その資本等の金額に応じて段階的に定められているため、この仕組みを基本として、零細企業等の負担水準に配慮しながら設定することが適当である。

具体的な水準としては、資本等の金額が10百万円以下の最も小規模な法人等の負担を、個人に係る年額500円の負担水準以上としつつ、その大部分が零細企業等であることに配慮し、1,000円(標準税率20千円の5%相当額)程度とすることが考えられる。

これを基本として、法人の負担をそれぞれの区分に応じた標準税率の5%相当額とすると、税額は資本等の金額に応じ年1,000円～40,000円となるが、この負担水準であれば、厳しい経済状況の中にあっても、事業経営上、過大な負担水準にはならないと考えられる。

なお、個人、法人とも、この負担水準は先進四県と概ね同程度となっており、これを基に税収規模を試算すると年3億円程度が見込まれる。

低所得者等への配慮

「森林環境に関する新たな課税」については、森林を県民全体の環境資源として保全するための費用を、幅広く県民全体により分かち合うという考え方から、県民税均等割の超過課税方式によることを適当としたが、その税負担の水準についても、前述のとおり、過大な負担とならないよう慎重に検討を行ったところである。

また、県民税均等割の超過課税方式においては、

ア 生活保護法による生活扶助を受けている方

イ 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が、一定額（平成16年度現在125万円）以下の方

ウ 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方

について、非課税措置が講じられているところであり、低所得者等に対し配慮されたものとなっている。

(4) 税収による実施事業

実施事業の考え方

実施事業については、森林環境の保全という新税の導入目的に沿った効果的な事業であると同時に、幅広い県民からこの導入について理解が得られるよう、本県の森林の特徴や歴史的遺産にも配慮した特色あるものを重点的に実施すべきである。

特に奈良県においては、先に述べたように県土面積の8割近くが森林である一方で、県民の大部分が平野部において生活を営んでいる。

したがって、税収の使途については、山村地域の人工林等を対象とした森林環境保全事業とともに、平野部あるいはその周辺における里山林等身近な森林の保全など、平野部の県民が新税導入による負担だけでなく受益についても実感できるような事業を実施することが適当であると考えられる。

なお、「森林環境に関する新たな課税」による税収については、既存事業継続のための財源とすることなく、既存事業についても十分見直しを行った上で、森林保全を目的とした新規事業の実施又は既存事業の制度の拡充に充てることを基本とすべきである。

実施事業例

実施事業例としては、次のような事業が考えられる。

ア 自然との共生をめざして

- ・森林との多様な交流の推進

- 里山林機能回復整備事業

- (概要) 都市近郊や集落周辺の手入れがされずに荒廃した里山について、NPOやボランティア団体等の協力を得ながら、生物多様性や地域景観を回復するための整備を行う。

- ・森林環境教育等の推進

- 森林環境教育推進事業

- (概要) 小・中学校の教員や森林ボランティア、一般県民を対象に、森林環境教育の指導者養成研修を行うとともに、ここで養成した指導者等を活用し、小・中学生等を対象にした森林環境教育や森林・林業についての体験学習を行う。

イ 森林の多面的な機能発揮をめざして

- ・森林を守るための普及啓発

- 奈良の元気な森林づくり推進事業

- (概要) 放置森林を調査し、不在村者をはじめとした森林所有者に対し、森林の整備等において活用できる制度の紹介や、森林の担っている多様な公益的機能についての普及啓発を行い、森林所有者自らによる森林の整備を推進する。

- ・森林を守るための公的関与

- 森林環境保全緊急間伐事業

- (概要) 放置森林について、その森林所有者と県が整備協定を締結し、公的関与による強度な間伐を緊急に実施することにより、山地災害の防止をはじめ森林の環境面での機能増進等を図る。

なお、事業実施に当たっては、幅広い公益的機能の維持・増進の観点から、県内の国立公園、国定公園、県立自然公園のほか、本年7月に世界文化遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」や自然歩道のバッファゾーンなどの森林について効率的な整備を行う。

(参考)「森林環境に関する新たな課税」に関するアンケート調査結果

問6 「森林環境に関する新たな課税」による税の使いみちは、何がよいと思われますか。(複数回答可)	回答数(選択率)
1 県民が森林に親しむための事業(里山の整備、都市住民と山村住民の交流等)	732(42.2%)
2 県民の森林保全意識を高めるための事業(シンポジウム、森林環境体験学習等)	444(25.6%)
3 木材の活用と林業等への理解を図るための事業 (県産材の利用促進、廃材のエネルギー資源としての利活用等)	493(28.4%)
4 森林所有者等が行う森林整備への支援事業(間伐作業の支援等)	506(29.2%)
5 県・市町村による放置森林等の整備	636(36.7%)
6 放置森林所有者等への森林整備の働きかけを行う事業	309(17.8%)
7 その他	71(4.1%)
計	(延べ)3,191 (純計)1,733

3 結語

奈良県においては、先に述べたとおり、森林面積が県土面積の約8割を占め、またここを中心に全国的にも有数の「吉野林業」により優良材が産出されると同時に、豊かな森林環境が維持されてきた。

一方で近年、森林の荒廃が全国的な問題となっており、また環境に対する関心の高まりの中にあって、「森林環境に関する新たな課税」の導入とこれによる森林環境の保全については、まさに森林県である本県が率先して検討すべき課題の一つであると考えている。

当懇話会としては、このような基本認識の下、2年間に渡り9回に及ぶ審議を重ね、その過程で、県民アンケート調査の結果や、各種意見交換会での意見についても念頭におきながら、慎重に検討を行った結果、新税導入による森林環境の保全は県民意識に沿った本県の望ましい方向であり、その方式としては県民税均等割の超過課税方式によることが適当であるとの結論に至った次第である。

なお、本税導入後5年程度を目途に、森林を巡る様々な状況の変化や本税導入による施策効果等を踏まえ、税制度に係る必要な見直しの検討を行うことが適当である。

終わりに、今後、「森林環境に関する新たな課税」が、幅広い県民各層、各界と各市町村の理解と協力の下に導入され、森林環境の保全に向けた意識の醸成と、その多様な公益的機能の維持・増進に有効に機能するとともに、本県において、この豊かな森林が貴重な県民全体の環境資源として、将来に向けて引き継がれていくことを期待するものである。